## TOKYO MAIL NEWS No. 059 / 2024.8.31



輸送サービス労組 東京地本



WEBSITE

提案を受けられずにいた。一体何が起きたのか





2月9日に開催された東地申第34号「運輸車両職場の共通事務 業務委託に関する申し入れ」団体交渉の中で、首都圏本部は

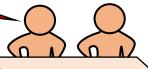
乗務員区では輸送総合事務に相当する出面数は概ね各箇所「2」

と回答しました。

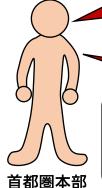
しかし、7月23日に示された

「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」

の中で、中野営業統括センターの一般・変形等の出面数が 2名減となっている理由として、



首都圏本部



輸送総合事務業務を見直す

❤️ 提案件名とは全く異なる内容! 別に提案するように求めるも…

4 月に提案した際に、今施策の目的の一つとして系統の 垣根を超えて新たな価値の創造と示していることから、 この提案方法がベストである

と回答しました。

出面数は業務量に対する必要な要員のため、その変更は労働条件に関わる重大事項で あり、労働組合への提案事項です。しかし、会社は過去の労使議論で確認した内容を 一方的に変更し、口頭説明のみで済まそうとしたことに対し「この提案方法がベストで ある」と回答しました。これは、会社の一方的な考え方の押しつけでしかありません。

このままでは、団体交渉がもつ本来の機能が失われ、この間の労使での議論も否定 されてしまいます。さらに、労働契約法第9条及び第10条(労働者と合意することなく不利益 に労働条件を変更することはできない)<br />
に抵触する行為であるため、認めることはできません。